

港区告示第四百四十二号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、東京自興ビル・国分マンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和八年四月十四日

港区長 清 家 愛

記

- 一 組合の名称  
東京自興ビル・国分マンション建替組合
- 二 施行マンションの名称及びその敷地の区域
  - (一) 施行マンションの名称  
東京自興ビル・国分マンション  
施行マンションの敷地の区域
  - (二) 施行マンションの敷地の区域  
東京都港区海岸一丁目二十一番三、二十一番十五

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区海岸一丁目二十一番三、二十一番十五、二十一番十七

四 事業施行期間

令和六年十月二日から令和十四年十月三十一日まで

五 事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目八番一号 赤坂インターシティAIR二十階

六 設立認可の年月日

令和六年十月二日

七 事業施行期間の変更内容

(一) 変更前

令和六年十月二日から令和十二年十二月三十一日まで

(二) 変更後

令和六年十月二日から令和十四年十月三十一日まで

八 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年四月十四日